

議題 1

西宮市都市景観形成基本計画の改定について【報告】

目 次

1. 西宮市都市景観形成基本計画の改定について【P 1】
2. 基本計画、景観計画、ガイドラインの関係（案）【資料 1】
3. 西宮市都市景観形成基本計画の改定概要【資料 2】
4. 西宮市景観計画改定方針【資料 3】
5. 西宮市都市景観形成基本計画・景観計画改定作業スケジュール【資料 4】

参考資料

西宮市都市景観形成基本計画 改定素案（非公開）

議題1 西宮市都市景観形成基本計画の改定について【報告】

1 趣旨

西宮市都市景観形成基本計画改定については令和元年度第3回の審議会にて報告し、具体的な内容については景観アドバイザー部会にて協議を行うよう位置付けられ、適宜協議を行ってきた。

先般、景観アドバイザー部会にて一定の協議を終えたため、西宮市都市景観形成基本計画改定案を報告するもの。

2 景観アドバイザー部会等での協議実績

| 時期 | 内容 |
|-------------|--|
| 令和元年 9月 | <p>○令和元年度 第3回 西宮市都市景観・屋外広告物審議会</p> <p>【説明内容】 基本計画、景観計画、ガイドラインの位置づけ、課題及び改定方針について説明</p> <p>【主な意見】 ガイドラインについては、市民が景観を身近に考えられるような冊子、又は行政職員・設計者の手引書となるような、多くの人が使用できるものを作成してほしい。</p> |
| 令和元年 10月 | <p>○令和元年度 第4回 西宮市都市景観・屋外広告物審議会 景観アドバイザー部会</p> <p>【説明内容】 基本計画、景観計画、ガイドラインの構成（案）、基本計画改定案（西宮市の景観、西宮市全体の景観形成の考え方）について説明</p> <p>【主な意見】 「西宮らしさ」を再整理し、目指す景観像は「文教住宅都市」であることをそのまま示した方がいい。</p> |
| 令和元年 11月 | <p>○デザイン相談員（安田委員出席）</p> <p>【説明内容】 令和元年度第4回景観アドバイザー部会意見の対応及び景観構造について説明</p> <p>【主な意見】 景観構造の景観エリア区分について、都市計画マスタープランの土地利用方針に沿うことができるか、現行の用途地域区分との齟齬を確認した上で検討するのがよい。</p> |

| | |
|---------------------|--|
| <p>令和2年 2月</p> | <p>○令和元年度 第9回 西宮市都市景観・屋外広告物審議会 景観アドバイザー部会</p> <p>【説明内容】 令和元年度第4回景観アドバイザー部会意見の対応及び素案の報告</p> <p>【主な意見】 個人の日常活動が景観に直接寄与し、影響を及ぼしていることを再認識することについて示すのが良い。 景観ゾーンと景観エリアは分けて示さず、「景観ゾーンと景観エリア」としてマトリックスで設定するという整理がよい。</p> |
| <p>令和2年 10月</p> | <p>○令和2年度 第5回 西宮市都市景観・屋外広告物審議会 景観アドバイザー部会</p> <p>【説明内容】 令和元年度第9回景観アドバイザー部会意見の対応及び素案の報告</p> <p>【主な意見】 夜間景観に関する記述が抜けているため、基本方針のところなどに記載してはどうか。</p> |

3 基本計画、景観計画、ガイドラインの関係について

【資料1】参照

4 都市景観形成基本計画改定案について

【資料2】参照

5 景観計画改定方針について

【資料3】参照

6 今後の進め方

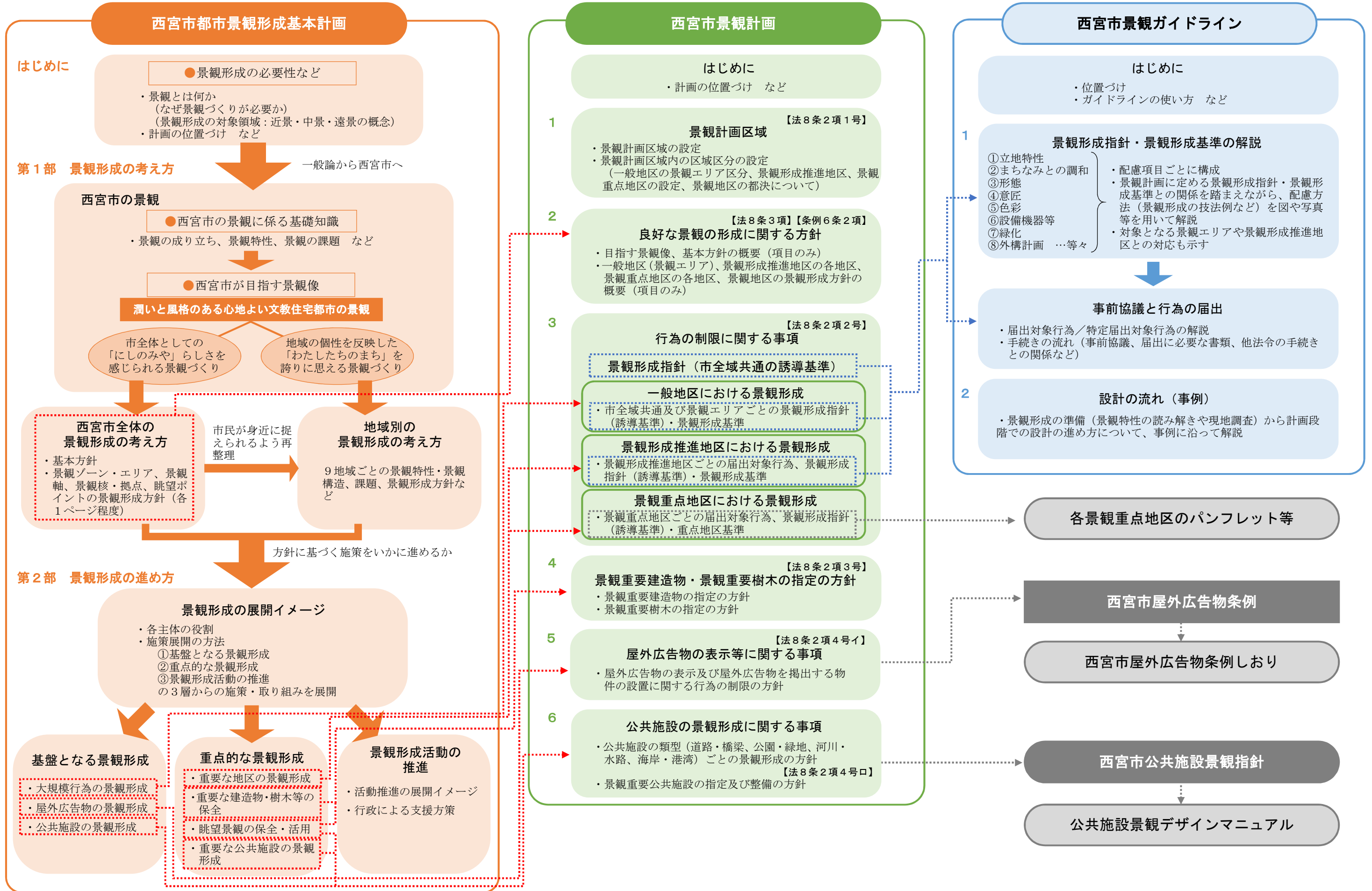
【資料4】参照

■ 基本計画、景観計画、ガイドラインの関係（案）

基本的な考え方

規制内容・制度等

方針・基準の解説



西宮市都市景観形成基本計画の改定概要

改定の背景

本市では、「西宮市都市景観形成基本計画」を平成元年に策定し、その後平成19年に全面改定を行っています。しかしながら、現行の基本計画では現状の課題や大まかな景観特性、方針を述べるにとどまり、良好な景観形成のための具体的な方向性を提示するものになっていません。

そのため、これまでの景観行政の実績と現在の状況を踏まえ、西宮市らしい良好な景観形成を推進するため、景観マスタープランである基本計画の改定を行います。

はじめに

ここでは計画策定の目的、景観の基本的な考え方や本計画の位置付けについて書かれています。景観形成の必要性について学ぶことができます。

- (1) 計画策定の目的
- (2) 景観とは
- (3) 景観形成にあたって
- (4) 計画の位置づけ
- (5) 本計画の使い方

【改定ポイント】

景観形成は一人ひとりが主体であり、景観行政だけでなく関連する分野・計画・主体が一体となって取り組む必要があることを追記

第1部 景観形成の考え方

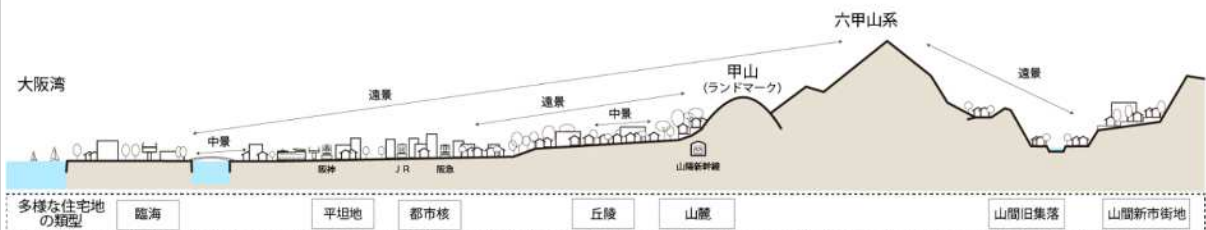
1-1 西宮市の景観

ここでは、西宮市の景観の成り立ちを整理したうえで、市全体の景観特性（西宮らしさ）、現状を踏まえた景観の課題と取り組みの方向性について書かれています。

- (1) 西宮市の景観の成り立ち
- (2) 西宮市の景観特性 ～「にしのみや」らしい景観～
 - ① 豊かな自然景観
 - ② 潤いと落ち着きある緑豊かな住宅景観
 - ③ 多様な地域景観

【改定ポイント】

現行の西宮市都市計画マスタープラン掲載の『景観特性図』を再整理し、西宮市の断面構成とともに追加



▲西宮市の景観特性(断面構成)

- (3) 西宮市の景観の課題と取り組みの方向性
 - ① 「にしのみや」らしい住宅景観の形成
 - ② アイデンティティとなる景観資源の保全
 - ③ 都市空間を構成するあらゆる要素間の調和を通じた秩序ある景観の形成
 - ④ 公共空間等の質の高い景観整備
 - ⑤ 市民等による景観形成活動のさらなる展開

1-2 全体構想

ここでは、西宮市が目指す景観像と、その景観像を実現するための基本方針及び景観構造について書かれています。これにより、行政や市民等が同じ方向性を持って景観形成に取り組んでいくことができます。

(1) 目指す景観像

< 現行計画 >

- ・自然や歴史を活かした都市景観
- ・文教住宅都市としての魅力ある都市景観
- ・賑わいの中にも秩序ある都市景観



< 改定計画 >

**潤いと風格のある心地よい
文教住宅都市の景観**

(2) 景観形成の基本方針 **【新】**

- 1 山と海のつながりが感じられる景観の形成
- 2 “わたしたちのまち”を誇りに思える景観の形成
- 3 地域の景観資源を活かした景観の形成
- 4 にぎわいと活力を感じられる景観の形成
- 5 みんなが快適に暮らし、過ごせる景観の形成

【改定ポイント】

1-1 (3) で整理した課題を基に市が目指す景観像を見直し、それを実現するための基本方針と、西宮市の景観構造を新たに設定。
景観構造を構成する各要素の区分ごとに配慮の方向性を整理

(3) 景観構造の考え方 **【新】**

< 現行計画 >

- ・住宅景観
- ・商業景観
- ・産業景観
- ・自然景観
- ↑土地利用4類型のみによる分類



より景観構造の理解
を深めるために

< 改定計画 >

- 景観ゾーン・景観エリア(マトリクス関係)
- 景観軸
- 景観核・景観拠点
- 眺望ポイント
- ↑ さらに細かく区分
(下表参照)



(4)～(7) 景観形成の考え方

| 構成要素 | 区分 | 本編の頁 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------------------|----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-------------------------|
| (4)景観ゾーン・景観エリア <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>△</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ○ | | | | | | | | | △ | | | | | | | | | □ | | | | | | | | | ①山間景観ゾーン、②山麓・丘陵景観ゾーン、③平地景観ゾーン、④臨海景観ゾーン ①自然景観エリア、②集落景観エリア、③低層住宅景観エリア、④中層住宅景観エリア、⑤都市型住宅景観エリア、⑥沿道商業景観エリア、⑦商業景観エリア、⑧産業・住宅景観エリア、⑨流通産業景観エリア | P.1-15～16、 P.1-22～31 |
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| △ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| □ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5)景観軸 | 河川軸、道路軸、山並み軸、海岸軸 | P.1-17、1-32～34 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (6)景観核・景観拠点 | ランドマーク、地域の中心地、モデルとなる住宅地、文教地 | P.1-18、1-35～38 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (7)眺望ポイント | — | P.1-19、1-39～40 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

1-3 地域別構想

ここでは、各地域の個性を活かした景観形成を進めるため、また、市民が身近に景観を捉えられるよう、地域別の景観形成の考え方が書かれています。事業者にとっても、事業計画地の景観特性などを調べやすいよう整理しています。

【改定ポイント】

地域レベルの景観構造図と景観資源の位置図により、地域の景観的特徴を補強・再整理

『第五次西宮市総合計画』に基づき9地域に区分し、各地域ごとに「景観の成り立ち」、「景観の特徴」、「景観の課題」、「景観形成の考え方」、「景観構造※1」、「景観資源※2」について、補強・再整理しています。

※1「景観構造」では1-2の全体構想に地域レベルの景観軸、景観核・景観拠点、眺望ポイントを加えています。

■地域別整理の単位



■景観構造(本庁北西地域)



■景観資源(本庁北西地域)



※2「景観資源」は、地域レベルの景観づくりの考え方(その景観を守り、育み、活かすために必要な視点等)を共有し、アイデンティティの形成を図るとともに、景観まちづくりの取り組みを展開するきっかけとしていくために設定するものです。

| 景観資源の類型 | 対象となる景観資源 |
|---------------|-------------------------------------|
| ・地形的ランドマーク | 独立峰(甲山、丸山) |
| ・親水空間 | 港・港湾、河川・渓谷、湖沼・池など |
| ・公共空間の緑 | 公園・緑地、緑道、街路樹など |
| ・保護樹木と寺社林・樹林等 | 保護樹木、天然記念物の樹木・樹林、寺社林、樹林、農地など |
| ・歴史的建造物 | 寺社、旧跡・遺跡、古民家、近代和風・洋風建築、近代建造物(橋梁等)など |
| ・文教施設 | 大学等の教育施設の建築物など |
| ・現代建築物 | 景観の拠点やランドマークとなる現代の建築物・建造物(橋梁等)など |
| ・歴史的まちなみ | 街道集落や農村集落など |
| ・特徴的なまちなみ | 緑豊かな住宅地のまちなみ、都市核としてのまちなみなど |
| ・眺望ポイント | 西宮市の景観特性や各地域の景観の特徴を感じられる視点場 |

第2部 景観形成の進め方

2-1 景観形成の展開

第2部では景観形成にあたって、各主体の役割と景観形成の進め方について施策・取り組みを支える制度等の解説が書かれています。

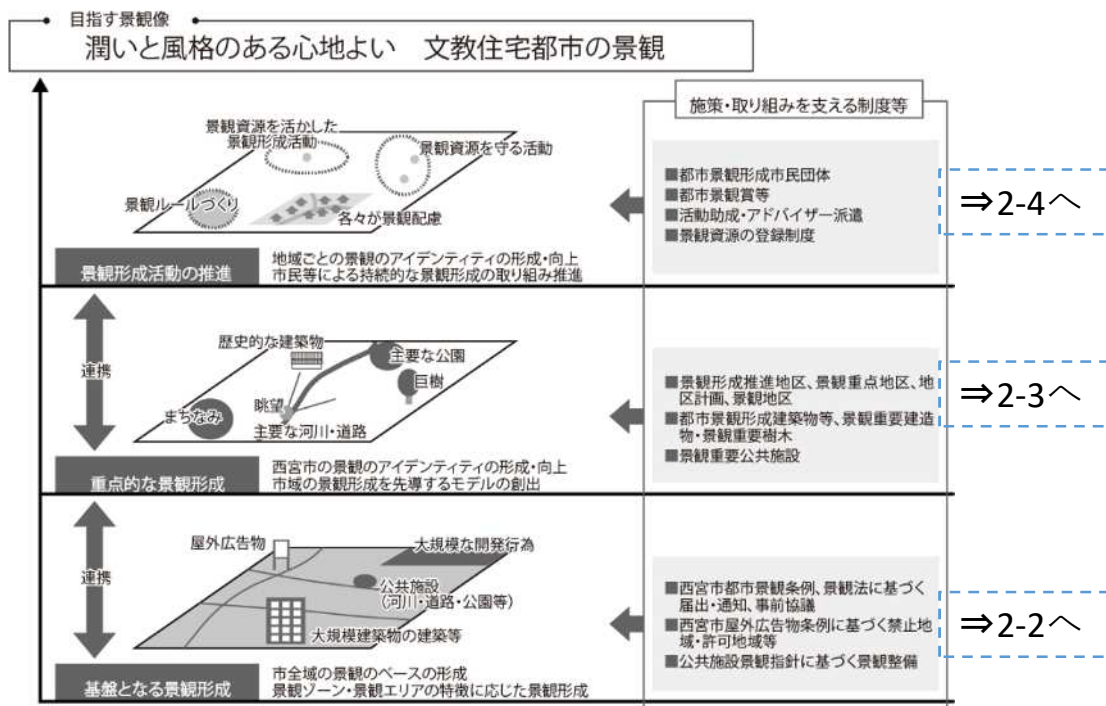
(1) 主体ごとの役割と連携

主体(市民等、事業者、活動団体、専門家、教育機関、行政)の役割について追記・整理

【改定ポイント】

主体を細分化し、景観形成に係る主な法令・制度及び景観形成の進め方を整理

(2) 景観形成の展開方法



▲景観形成の進め方

2-2 基盤となる景観形成

2-1 (2) で整理した景観形成の進め方の【基盤となる景観形成】について、各制度の内容説明が書かれています。

- (1) 大規模行為の景観形成
- (2) 屋外広告物の景観形成
- (3) 公共施設の景観形成

【改定ポイント】

地域の景観形成に関して先導的な役割を果たすべき公共施設の景観形成について追記

2-3 重点的な景観形成

2-1 (2) で整理した景観形成の進め方の【重点的な景観形成】について、各制度の内容説明が書かれています。

- (1) 景観上重要な地区における景観形成
- (2) 景観上重要な建築物や樹木等の保全
- (3) 「にしのみや」らしさを感じられる眺望景観の保全・活用
- (4) 地域の顔となる重要な公共施設の景観形成

【改定ポイント】

将来的に景観重点地区を目指す「景観形成推進地区」を新設

2-4 景観形成活動の推進

2-1 (2) で整理した景観形成の進め方の【景観形成活動の推進】について、各制度の内容説明が書かれています。

- (1) 活動推進に向けた展開イメージ
- (2) 行政による支援方策

【改定ポイント】

景観形成の取り組みと支援策について、市民等の景観意識レベル別に整理

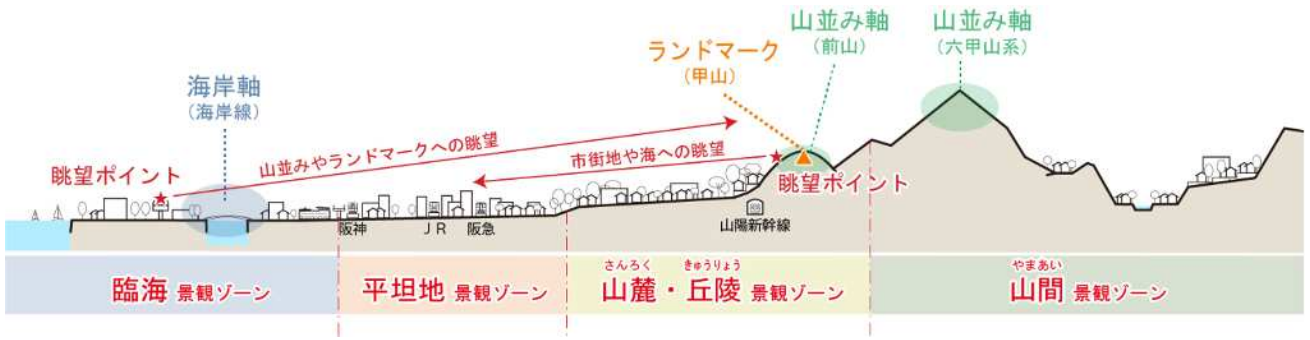
■ 景観構造図



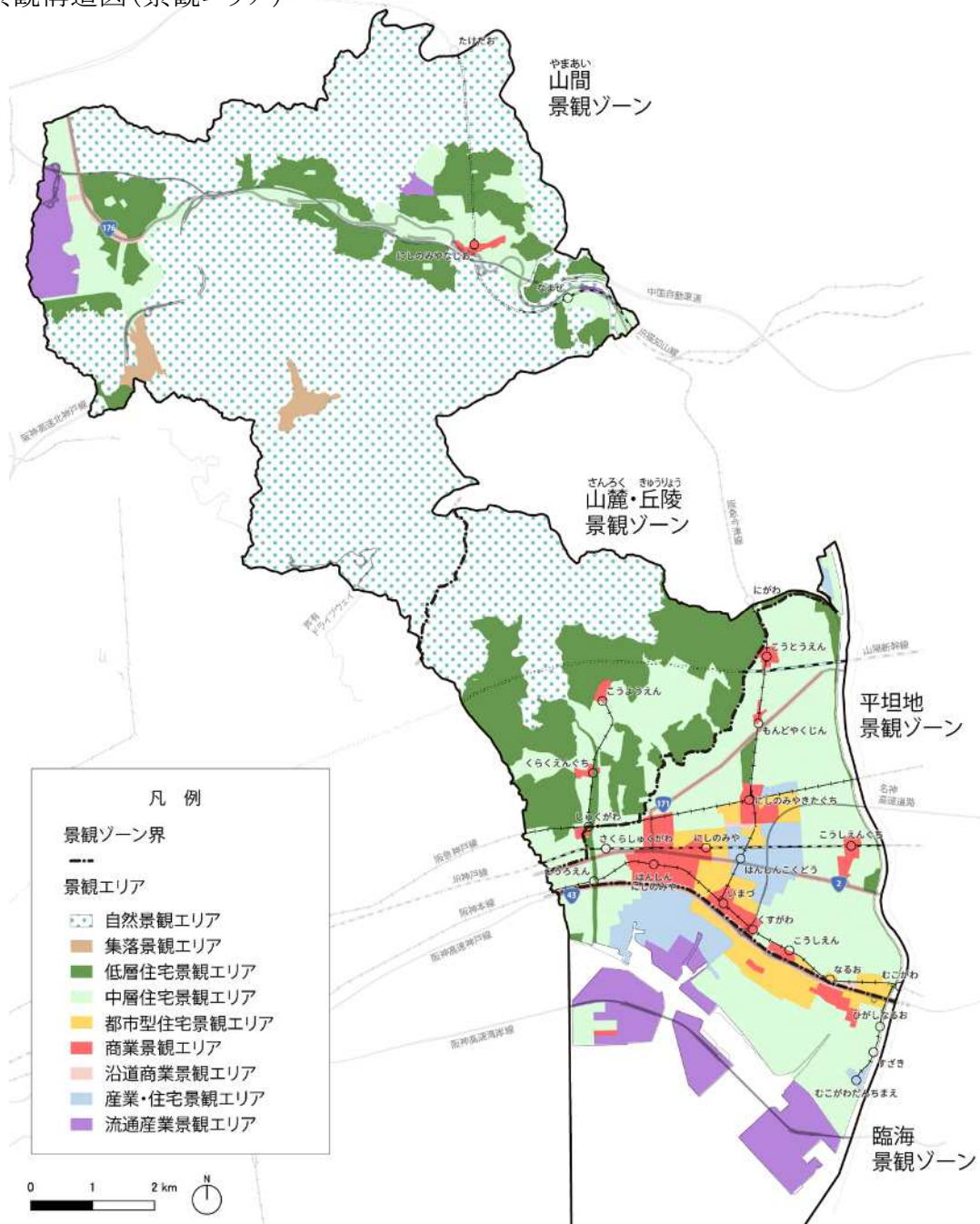
凡例

- 景観ゾーン
 - 景観ゾーン界
- 景観軸
 - ⇄ 河川軸
 - ⇄ 道路軸
 - ⇄ 山並み軸
 - ⇄ 海岸軸
- 景観核
 - ▲ ランドマーク
 - 景観拠点
 - 地域の中心地
 - モデルとなる住宅地
 - 文教地
- 眺望ポイント
 - ★

■ 景観構造図(断面構成)



■ 景観構造図(景観エリア)



西宮市景観計画改定方針

■ 見直し方針

- ・基本計画の改定、新規制度の創設、新たな地区指定、現計画の運用上課題のある構成や基準内容等を踏まえて、必要な項目の修正を行う。
- ・景観計画は、法定計画として、法・条例において定めることを規定した事項を中心に、法・条例の運用に必要な事項を定める。行為者が設計・施工時に規制内容を確認するための計画並びに行政による行為制限等の運用のための法的担保となる計画とし、基本計画との役割分担を明確にする。

■ 見直しが必要な項目・内容の整理

| 現景観計画の構成 | 見直し内容 |
|---|--|
| 本編 | |
| はじめに | ・基本計画・ガイドラインとの関係を示す。 |
| 1 景観計画の区域 ○景観計画区域 | ・景観計画区域は変更なし。 ・景観計画区域内の地区区分（一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区、景観地区）を明示する。 |
| 2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針 2-1 美しい都市景観の形成に向けて ○西宮市が目指す都市景観像 ○取り組みの主体 ○取り組みの基本的な姿勢 ○取り組みの対象とする領域 ○取り組みの基本方針 2-2 都市景観形成の指針 ○景観形成指針（誘導基準） | ・基本計画における目指す景観像や景観形成の基本方針の変更を踏まえ、内容を修正する。 「西宮市が目指す景観像」、「市全体の景観形成の基本方針」を示した上で、「景観構造に基づく景観形成の方針」、「重点的な景観形成に取り組む地区の景観形成の方針（景観形成推進地区、景観重点地区）」、「景観地区の景観形成の方針」を示す。（いずれも概要のみ） ・取り組み主体、基本姿勢、対象領域については、基本計画に委ね、景観計画には掲載しない。 ・景観形成指針（誘導基準）については、全市共通事項と景観エリア別に整理し、よりきめ細かい指針とする。 |
| 3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観重点地区を除く） ○届出対象行為および規模 ○景観形成基準 | ・基本計画における景観構造の再整理や景観形成推進地区制度の新設を踏まえ、届出対象行為の区域区分を変更する。 ・届出対象行為については、開発行為・土地の形質の変更を追加するか検討する。なお、届出対象行為の規模は、現状の考え方を基本（規模の引き下げ等を行わない）とした上で新たに設定する区域区分に振り分ける。 ・景観形成基準については、運用上の問題点等を踏まえ、再整理する。 ・景観形成推進地区について記載する。 ・工作物の制限については、工作物の種別ごとに景観形成基準を示す。 |

| | |
|---|--|
| <p>4 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針</p> <p>○景観重要建造物の指定の方針</p> <p>○景観重要樹木の指定の方針</p> | <p>・方針は変更なし。</p> |
| <p>5 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>○景観形成基準</p> | <p>・現在、「2-2 都市景観形成の指針」において記載されている屋外広告物に関する景観形成指針(誘導基準)について、見直しを行った上で本項に記載する。</p> <p>・景観形成基準については、大規模広告物等にかかる付加基準(変更なし)のみ掲載する。(その他の屋外広告物等にかかる基準については条例において規定する旨も記載する)</p> |
| <p>6 景観重要公共施設に関する事項</p> <p>○景観重要公共施設の指定の方針</p> <p>○景観重要公共施設の整備の方針</p> | <p>・整備の方針内容を見直し修正を行う。</p> |
| <p>別紙 景観重点地区に関する事項</p> | |
| <p>1 甲陽園目神山地区</p> <p>2 甲陽園目神山東地区</p> <p>3 津門大塚地区</p> <p>4 枝川町戸建て住宅A地区</p> <p>5 枝川町戸建て住宅B地区</p> <p>6 苦楽園五番町くすのき台地区</p> | <p>・変更なし。</p> |

(参考) 景観計画に定める事項 【景観法 第8条 第2項・第3項】

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 景観計画の区域(以下「景観計画区域」という。) →必須: 本編1
- 二 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 →必須: 本編3、別紙
- 三 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。) →指定対象がある場合は必須: 本編4
- 四 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの
 - イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 →選択: 本編5
 - ロ 当該景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設、海岸保全区域等に係る海岸、港湾法による港湾、漁港漁場整備法による漁港、自然公園法による公園事業に係る施設その他政令で定める公共施設(以下「特定公共施設」と総称する。)であって、良好な景観の形成に重要なもの(以下「景観重要公共施設」という。)の整備に関する事項 →選択: 本編6
 - ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であって、良好な景観の形成に必要なもの →選択: 定めない
 - (1) 道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の基準
 - (2) 河川法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項の許可の基準
 - (3) 都市公園法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可の基準
 - (4) 津波防災地域づくりに関する法律第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可の基準
 - (5) 海岸法第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の許可の基準
 - (6) 港湾法第三十七条第一項の許可の基準
 - (7) 漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可の基準
 - ニ 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項 →選択: 定めない
 - ホ 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可(政令で定める行為に係るものに限る。)の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの(当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。) →選択: 定めない

※政令で定める行為: ・工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

 - ・広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
 - ・屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。

3 前項各号に掲げるもののほか、景観計画においては、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めるものとする。 →選択: 本編2、別紙

西宮市都市景観形成基本計画・景観計画改定作業スケジュール

